

模擬選挙等に係る選挙物品貸出要領

白山市選挙管理委員会

1 目的

小学校、中学校、高等学校、その他教育機関等に対し、実際に選挙で使用している選挙物品を貸出し、児童、生徒が児童・生徒会役員の選挙などで投票等を身近に体験することにより、授業のみならず日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

2 貸出し物品等

- (1) 貸出物品：投票箱、投票箱置台、投票用紙記載台、模擬投票用紙
- (2) 貸出物品の設置方法や使用方法等の説明については、随時相談に応じます。

3 貸出し対象者

白山市内の小学校、中学校、高等学校、その他教育機関

4 貸出し手続き等

- (1) 貸出しを希望する学校（団体）は、白山市選挙管理委員会事務局に対し、事前に貸出し希望物品・数量・貸出し希望期間、使用目的等を連絡した上で、貸出日までに借用申請書を提出してください。（持参、メール、ファックス可）
- (2) 貸出し物品の数量が不足する場合や、選挙事務の執行に支障がある場合などは貸出しをお断りすることがあります。
- (3) 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じた場合又はその恐れがある場合や、貸出しを受ける学校（団体）が貸出し物品の保管や使用に関して、市選挙管理委員会の指示に従わない場合、その他貸出しを続けることが不適当と認められる事由が発生した場合は、貸出しを取消し又は中止することがあります。
- (4) 貸出し物品については、貸出し後、貸出しを受けた学校（団体）の責任において管理し、使用後は速やかに返却してください。
 - ・使用済の模擬投票用紙についても返却してください。
 - ・貸出し物品が破損した場合は弁済となります。

5 その他

- (1) 「選挙物品借用申請書」については、市選挙管理委員会事務局のホームページからダウンロードができます。（<https://www.city.hakusan.lg.jp/shisei/senkyo/index.html>）
- (2) 貸出し物品の運搬は、貸出しを受ける学校（団体）が行うものとします。

6 申込み及び問合せ先

白山市選挙管理委員会事務局 〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

電話：076-274-9581／FAX：076-274-9518／Email：senkan@city.hakusan.lg.jp